# 事業者による賑わい創出@商店街エリア

#### どんな補助金なの?

誰が申請するの?

商店街エリアでイベント等の事業の 実施を考えている企業・事業主の方です ※事業実施場所の商店街団体に 所属していない方が対象です

どんな事業が対象?

図商店街エリアの 図賑わい創出、消費促進 に資する事業が対象です

具体的には…」

## 例えば?

飲食・物販関係の知り合いを 集めて開催したい…

【マルシェ】

商店街エリア内で実施する場合はOK



#### 【移動販売車】

スーパーが閉店してしまった地域に 生活用品や生鮮食品を届けたい…

仕入先が商店街内の店舗であればOK



000

#### ①直接的な集客・消費促進事業

□マルシェを開催して集客、スタンプラリーやまち歩きを企画して商店街での消費促進 など

**②商店街にこれまでなかった新たな客層を呼び込む事業** 

☞空き店舗を活用した買い物時の子ども預かりサービス、高齢者向け商店街への送迎サービス、 インバウンド向けガイドブックの作成、キャッシュレス導入 など

その他、**効果的な集客・消費促進に向けたマーケティング調査や人流分析を行う事業など**も対象です!

### どうやって申請するの?

①事業実施先の商店街へ行き、 事業実施の賛同書をもらう 事業実施先の商店街



市役所



②応募申請書を提出

#### 3審査のうえ、採択

事業者(あなた)

※採択後は、補助金交付申請・交付決定を経て事業着手となります。



## 補助率・限度額・対象経費

残り50%は事業者の自己負担となります。

※ただし、事業実施先の商店街団体と相談し、費用負担の割合を調整いただくことは差し支えありません。

【補助率】50%

【補助限度額】150万円

【補助対象経費】事業実施に直接関係する経費

(謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、使用料・賃借料、改装費 など)



【申込み/問合せ先】

新潟市経済部商業振興課 TEL:025-226-1633 電詳細はコチラ(新潟市ホームページへ)

まずはお気軽に お問い合わせください!